

## 山梨県柔道連盟ホームページ有料広告掲載に関する要領

平成 27 年 5 月 17 日

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、山梨県柔道連盟（以下「連盟」という。）のホームページ（以下「連盟ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 連盟ホームページに表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするバナー広告とする。

(広告掲載の範囲)

第 3 条 連盟ホームページに掲載する広告の範囲は、山梨県ホームページへの広告の掲載に関する要領を準用する。

(広告の規格及びデザイン)

第 4 条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画面表示の大きさは、縦 60 ピクセル・横 150 ピクセルとする。
- (2) データの形式は G I F 又は J P E G とし、容量は 10 キロバイト以下とする。

2 広告のデザインは、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 連盟の事業であると誤解されるおそれのあるもの。
- (2) 連盟ホームページのイメージを損なうおそれのあるもの。
- (3) 画像に点滅、自動スクロール、アニメーション等を使用したもの。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会長が適当でないと認めるもの。

(広告掲載の枠数及び位置)

第 5 条 広告掲載の枠数は 12 枠とする。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。なお、同一の広告主に対し 1 回 1 枠とする。ただし、募集する広告の枠数に 満たないときは、複数枠の掲載を認めることができる。

2 広告の掲載位置は、連盟ホームページのトップページで会長が指定した位置とする。

(広告掲載の期間)

第 6 条 広告を掲載する期間は、1 か月を単位とし、最長掲載期間は 1 2 か月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、募集の都度会長が定める。

(広告掲載料)

第 7 条 広告掲載料は、1 枠につき月額 2,000 円とする。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 広告掲載希望者の募集は、連盟ホームページ及び県柔連だより等により公募するものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第 1 号)により、指定する期日までに郵送又は直接、会長に提出しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第 10 条 広告掲載希望者が募集枠数を超えた場合には、会長が執行部役員と諮って掲載者を決定する。

2 前項の規定によっても、掲載者を決定できない場合は、申込み順位によるものとする。

(広告原稿の提出及び費用)

第 11 条 広告主は、広告の原稿を会長が指定する記録媒体により、期日までに提出するものとする。

2 広告の原稿作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の還付)

第 12 条 広告の掲載期間内に、連盟の都合によりホームページを閉鎖した場合は、広告掲載料の月額を閉鎖した日の属する月の日数で除した額に閉鎖した日数を乗じて得た額を還付する。

2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載した月におけるホームページの閉鎖時間が合計で 24 時間に満たないときは、広告の掲載料の還付は行わない(合計した時間が 24 時間以上 48 時間未満の場合は 1 日分の還付を行う。)

3 ホームページの閉鎖が 1 月を超える場合であつて、当該閉鎖した日の属する月の初日から同月の末日まで閉鎖したときは、当該月分の掲載料を還付する。

4 第 1 項の規定により掲載料の還付額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 17 日から施行する。